

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書の訂正届出書

【提出先】 関東財務局長殿

【提出日】 平成24年4月13日

【発行者名】 しんきんアセットマネジメント投信株式会社

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 大澤 宣之

【本店の所在の場所】 東京都中央区京橋三丁目8番1号

【事務連絡者氏名】 野呂 俊夫
連絡場所 東京都中央区京橋三丁目8番1号

【電話番号】 03 - 5524-8161

【届出の対象とした募集内国投資信託
受益証券に係るファンドの名称】 しんきんトピックスオープン

【届出の対象とした募集内国投資信託
受益証券の金額】 継続申込期間
(平成23年10月8日から平成24年10月5日まで)
3,000億円を上限とします。

【縦覧に供する場所】 該当事項はありません。

1 【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

本日、半期報告書を提出いたしましたので、平成23年10月7日付をもって提出した有価証券届出書（以下「原届出書」といいます。）の関係情報を新たな情報により訂正するため、本訂正届出書を提出するものです。

2 【訂正の内容】

原届出書の該当情報を以下の内容に訂正します。

下線部分____は訂正部分を示します。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

ファンドの特色

訂正後の内容を記載しています。

東証株価指数 (TOPIX) の動きに連動する運用を目指すファンドです。

例えば、TOPIXが5%上昇した場合には、基準価額が概ね5%上昇し、TOPIXが5%下落した場合には、基準価額が概ね5%下落するような運用成果を目指します。

※しんきんトピックスオープンはTOPIXに連動するように運用指図が行われますが、必ずしも完全に連動する運用成果を保証するものではありません。

<特色1> TOPIXという知名度の高い指標に連動することを目指すため、値動きが分かりやすいファンドです。

TOPIXは、日本の株式市場の値動きを表す代表的な指標として、テレビや新聞など身の回りのさまざまな媒体で情報が提供されています。そのため、ファンドの値動きを比較的容易に理解することができます。

<特色2> 少ない資金で国内株式の大部分に投資したのと同じような投資成果が期待できます。

東京証券取引所第一部に上場されている全銘柄の時価総額は、我が国の上場株式の時価総額の大部分を占めています。

<特色3> 購入時の手数料がかからないファンドです。

※ファンドを保有されている間及び換金時の費用については、巻末の「4 手続・手数料等」をご覧ください。

東証株価指数 (TOPIX) とは…

- 東京証券取引所第一部上場全銘柄の時価総額を指数化した時価総額加重型の株価指数で、1968年1月4日を100として計算し、東京証券取引所が公表しています。Tokyo Stock Price Indexを略してTOPIXと呼ばれます。

$$\left[\begin{array}{c} \text{東証株価指数 (TOPIX) =} \\ \text{当日の時価総額} \div \text{基準時の時価総額} \times 100 \end{array} \right]$$

- 東京証券取引所第一部上場全銘柄の時価総額は、わが国の株式市場全体の時価総額の大部分を占めており、東証株価指数 (TOPIX) はわが国の株式市場の動向を的確に表しています。
- 各銘柄の時価総額を考慮しますので、一部の小型値がさ株の動きに影響されません。

※東証株価指数 (TOPIX) は、株式会社東京証券取引所 ((株)東京証券取引所) の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など同指数に関するすべての権利は、(株)東京証券取引所が有しています。なお、本商品は、(株)東京証券取引所により提供、保証又は販売されるものではなく、(株)東京証券取引所は、ファンドの発行又は売買に起因するいかなる損害に対しても、責任を有しません。

◎TOPIXと日経平均株価の比較

	TOPIX (東証株価指数)	日経平均株価 (日経 225)
銘柄数	約1,700銘柄	225銘柄 ^{※2}
対象	東証一部上場の全銘柄 ^{※1}	東証一部上場銘柄のうち流動性と業種別分布を考慮して選定した銘柄
特徴	時価総額を基に算出されるため、時価総額の大きな銘柄の影響が強くなる傾向にあります。(時価総額加重型)	時価総額を考慮しないことから、株価の高い銘柄の影響が強くなる傾向にあります。(株価平均型)

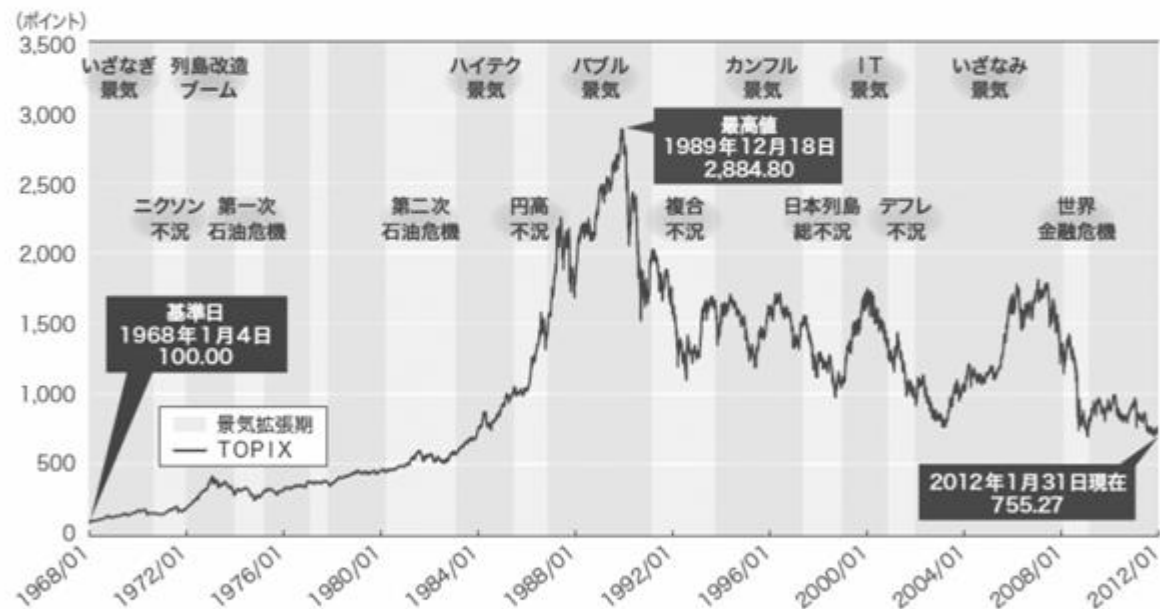
出所：しんきんアセットマネジメント投信（株）作成

※1 新規上場直後や整理ポストに割り当てられた銘柄などは除かれます。

※2 通常は225銘柄が採用されていますが、銘柄入替時などには225銘柄とならない場合があります。

◎TOPIXの推移

TOPIXは日本経済の歩みとともに、日本株式市場の動きを的確に反映して推移してきました。



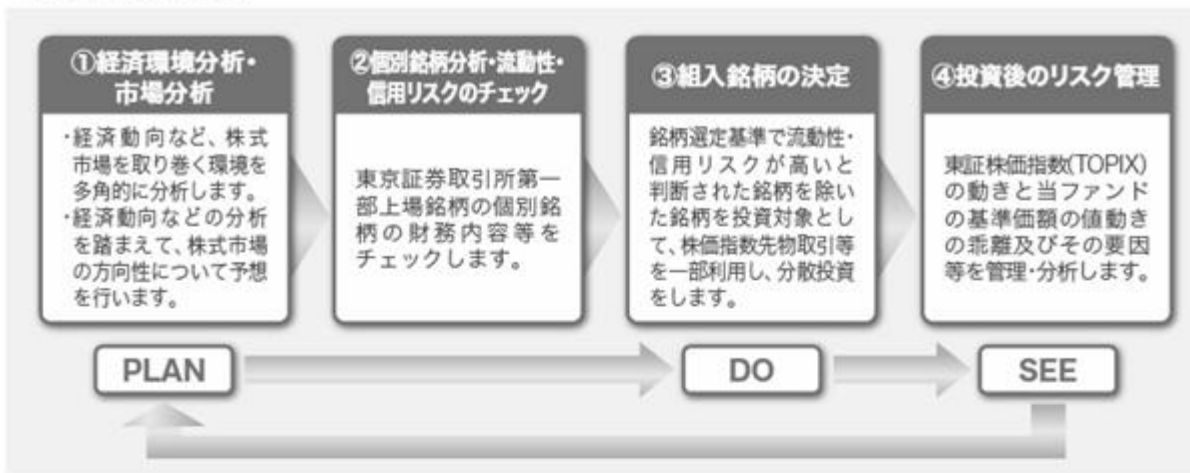
出所：内閣府ホームページ他より、しんきんアセットマネジメント投信（株）作成

※景気などの名称は、一般的な呼称を記載しています。

●投資戦略

- 東京証券取引所第一部上場の銘柄に投資します。
- 株価指数先物取引等の派生商品の活用により、取引コストや価格変動リスクを低減させるとともに、株式（現物）と株価指数先物取引比率を合計した実質組入比率を高位に保ち、東証株価指数（TOPIX）との連動性の向上を図ります。

●投資プロセス



※市況動向あるいは資金動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

●ベンチマークについて

しんきんトピックスオープンは、東証株価指数(TOPIX)をベンチマークとし、これに連動する運用を目指します。

(ベンチマークとは、投資銘柄の決定などにあたって目安となる指標のことです。)

●収益分配について

年1回の決算時(7月18日(休業日の場合は翌営業日))に収益分配方針に従って分配を行います。



※上記の図はイメージであり、将来の分配金をお約束するものではありません。

※自動引き落とし投資コース及び確定拠出年金コースの場合、分配金は自動的に再投資されます。

※分配金のお受け取りについては販売会社にお問い合わせ下さい。

<収益分配方針>

- 分配対象額は、経費控除後の配当等収益と売買益(評価益を含みます。)の全額とします。
- 分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象収益が少額の場合は、分配を行わないこともあります。

ファンドの仕組み



主な投資制限

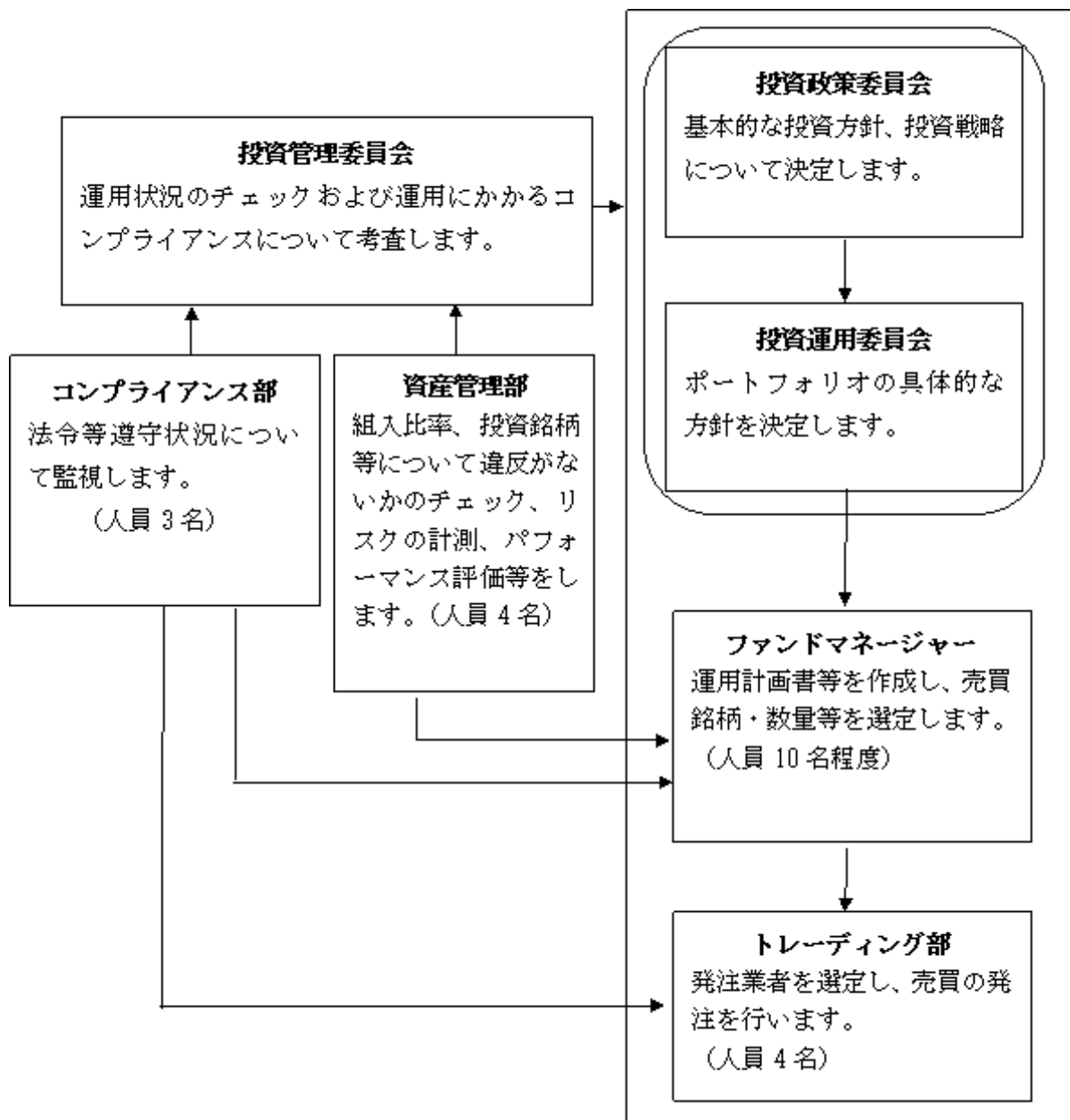
- 株式への投資割合には、制限を設けません。
- 外貨建資産への投資は行いません。

2【投資方針】

(3)【運用体制】

訂正後の内容を記載しております。

当社のファンドの運用体制は以下のとおりです。



投資決定プロセス

信金中央金庫グループ及び内外の調査機関からの情報に基づき、投資環境等について当社独自の綿密な調査・分析を行います。

投資政策委員会においては、ファンダメンタルズ分析、市場分析を踏まえて基本的な投資方針を策定します。また、投資運用委員会においては、基本的な投資方針に基づき当面の運用に当たってのガイドラインを決定し、併せて個別銘柄についての分析を行い投資対象銘柄を選定します。

ファンドの運用体制等は2012年1月末日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

4【手数料等及び税金】

(5)【課税上の取扱い】

訂正後の内容を記載しています。

個別元本について

- 1) 受益者毎の信託時の受益権の価額等（申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等に相当する金額は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。
- 2) 受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。
- 3) 同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合には各販売会社毎に、個別元本が算出されます。また、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドを取得する場合は、当該支店等毎に個別元本の算出が行われる場合があります。

収益分配金について

収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分）があります。受益者が「元本払戻金（特別分配金）」を受取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該「元本払戻金（特別分配金）」を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

個別元本および収益分配金の区分については、後記＜個別元本および収益分配金の区分の具体例＞をご参照ください。

個人、法人別の課税上の取扱いについて

所得税については、平成25年1月1日から平成49年12月31日まで、別途、所得税の額に対し、2.1%の金額が復興特別所得税として徴収されます。

1) 個人の受益者に対する課税

収益分配金に対する課税	<p>収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、20%（所得税15%および地方税5%）の税率による源泉徴収が行われ、申告不要制度が適用されます。なお、確定申告を行い、申告分離課税または総合課税（配当控除の適用はありません。）を選択することもできます。</p> <p>ただし、平成25年12月31日までは特例措置として、10%（所得税7%および地方税3%）の軽減税率による源泉徴収が行われます。</p>
換金時および償還時	<p>一部解約時および償還時の差益（解約価額および償還価額から取得費用（申込手数料（税込）を含む）を控除した利益）については、譲渡所得とみなされ、20%（所得税15%および地方税5%）の税率により、申告分離課税が適用されます。</p> <p>ただし、平成25年12月31日までは特例措置として、10%（所得税7%および地方税3%）の軽減税率が適用されます。</p>
損益通算について	<p>一部解約時および償還時の損失については、確定申告により、上場株式等の譲渡益と相殺することができ、申告分離課税を選択した上場株式等の配当所得との損益通算も可能となります。</p> <p>また、一部解約時および償還時の差益については、他の上場株式等の譲渡損との相殺が可能となります。</p>

2) 法人の受益者に対する課税

<p>収益分配時 ならびに 換金時および 償還時の差益 に対する課税</p>	<p>法人の受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過額については、平成25年12月31日までは7%（所得税7%）、平成26年1月1日から15%（所得税15%）の税率で源泉徴収され法人の受取額となります。地方税の源泉徴収はありません。収益分配金のうち所得税法上課税対象となるのは普通分配金のみであり、特別分配金には課税されません。</p>
--	---

課税上は株式投資信託として取扱われます。益金不算入制度及び配当控除の適用があります。

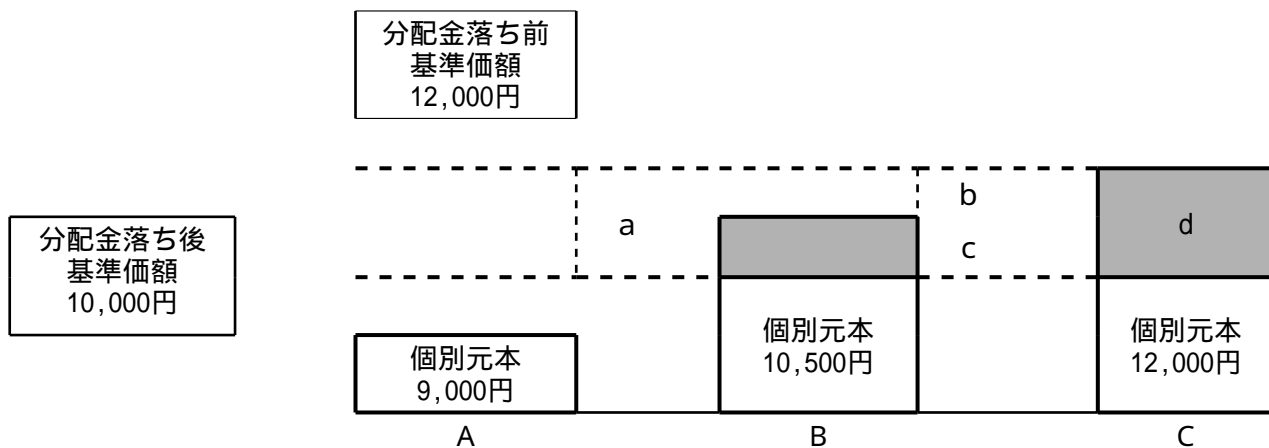
確定拠出年金コースの場合、確定拠出年金制度にかかる税制が適用されます。

取得申込者によって取扱いが異なる場合があります。また、税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になることがあります。

税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

< 個別元本および収益分配金の区分の具体例 >

分配金支払い前の基準価額が1万口当り12,000円、2,000円の収益分配を行い分配金落ち後の基準価額が10,000円となったケース。



A) 収益分配金受取前の個別元本が9,000円の場合

分配金落ち後の基準価額が分配金受取前の個別元本を上回っているため、aの部分(2,000円)は普通分配金となり、収益分配金落ち後の個別元本は9,000円のまま変わりません。

B) 収益分配金受取前の個別元本が10,500円の場合

分配金落ち後の基準価額が当初の個別元本を下回っているcの部分(500円)は「元本払戻金（特別分配金）」となり、収益分配金(2,000円)からc「元本払戻金（特別分配金）」(500円)を差引いた残りのbの部分(1,500円)は普通分配金となります。

収益分配金受取後の個別元本は

収益分配金受取前個別元本(10,500円) - 「元本払戻金（特別分配金）」(500円) = 10,000円となります。

C) 収益分配金受取前の個別元本が12,000円の場合

分配金落ち後の基準価額が当初の個別元本を下回っているため、dの部分(2,000円)は「元本払戻金（特別分配金）」となります。

収益分配金受取後の個別元本は

収益分配金受取前個別元本(12,000円) - 「元本払戻金(特別分配金)」(2,000円) = 10,000円となります。

受益者によって取扱いが異なる場合があります。また、税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になることがあります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

5【運用状況】

訂正後の内容を記載しています。

(1)【投資状況】

平成24年1月31日現在

資産の種類	国・地域	時価合計（円）	投資比率（％）
株式	日本	4,377,037,870	95.55
株式先物	日本	196,690,000	4.29
小計		4,573,727,870	99.84
コール・ローン等およびその他の資産（負債控除後）		7,305,981	0.16
合計（純資産総額）		4,581,033,851	100.00

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価金額の比率です。

(2)【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

（国内株式上位30銘柄）

平成24年1月31日現在

国名 地域	銘柄名	業種	通貨	数量 (株)	簿価単価 (円)	簿価金額 (円)	評価単価 (円)	評価金額 (円)	投資 比率 (%)
日本	トヨタ自動車	輸送用機器	円	55,100	3,286.24	181,071,824	2,810.00	154,831,000	3.37
日本	三菱UFJフィナンシャル・グループ	銀行業	円	317,700	380.91	121,015,107	349.00	110,877,300	2.42
日本	本田技研工業	輸送用機器	円	35,800	3,115.18	111,523,444	2,666.00	95,442,800	2.08
日本	キヤノン	電気機器	円	26,400	3,675.23	97,026,072	3,290.00	86,856,000	1.89
日本	三井住友フィナンシャルグループ	銀行業	円	31,800	2,390.47	76,016,946	2,425.00	77,115,000	1.68
日本	日本電信電話	情報・通信業	円	19,300	3,904.55	75,358,000	3,810.00	73,533,000	1.60
日本	みずほフィナンシャルグループ	銀行業	円	538,800	125.07	67,387,716	115.00	61,962,000	1.35
日本	ファナック	電気機器	円	4,400	13,836.62	60,881,128	12,810.00	56,364,000	1.23
日本	武田薬品工業	医薬品	円	16,600	3,694.46	61,328,200	3,310.00	54,946,000	1.19
日本	三菱商事	卸売業	円	30,500	2,067.54	63,059,970	1,739.00	53,039,500	1.15
日本	エヌ・ティ・ティ・ドコモ	情報・通信業	円	349	144,400.00	50,395,600	135,400.00	47,254,600	1.03
日本	三井物産	卸売業	円	36,200	1,450.49	52,507,738	1,294.00	46,842,800	1.02
日本	小松製作所	機械	円	21,100	2,459.36	51,892,496	2,149.00	45,343,900	0.98
日本	日立製作所	電気機器	円	95,000	478.25	45,433,750	426.00	40,470,000	0.88
日本	ソフトバンク	情報・通信業	円	19,000	3,049.54	57,941,260	2,123.00	40,337,000	0.88
日本	日本たばこ産業	食料品	円	105	316,219.19	33,203,015	375,000.00	39,375,000	0.85
日本	日産自動車	輸送用機器	円	54,200	829.00	44,932,100	719.00	38,969,800	0.85
日本	セブン&アイ・ホールディングス	小売業	円	17,500	2,255.41	39,469,675	2,146.00	37,555,000	0.81
日本	東日本旅客鉄道	陸運業	円	7,500	4,890.00	36,675,000	4,935.00	37,012,500	0.80
日本	ソニー	電気機器	円	26,500	2,033.85	53,897,200	1,391.00	36,861,500	0.80
日本	三菱地所	不動産業	円	30,000	1,436.40	43,092,000	1,217.00	36,510,000	0.79
日本	KDDI	情報・通信業	円	66	564,000.00	37,224,000	483,000.00	31,878,000	0.69
日本	信越化学工業	化学	円	7,900	4,221.39	33,349,000	3,960.00	31,284,000	0.68
日本	アステラス製薬	医薬品	円	9,800	3,033.56	29,728,888	3,130.00	30,674,000	0.66
日本	東京海上ホールディングス	保険業	円	16,000	2,263.94	36,223,100	1,909.00	30,544,000	0.66
日本	パナソニック	電気機器	円	48,500	940.19	45,599,215	617.00	29,924,500	0.65

日本	国際石油開発帝石	鉱業	円	57	577,843.82	32,937,098	520,000.00	29,640,000	0.64
日本	三菱電機	電気機器	円	43,000	914.93	39,342,000	684.00	29,412,000	0.64
日本	東芝	電気機器	円	89,000	399.07	35,518,000	323.00	28,747,000	0.62
日本	伊藤忠商事	卸売業	円	33,400	864.14	28,862,500	829.00	27,688,600	0.60

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率です。

投資有価証券の種類別投資比率

平成24年1月31日現在

投資有価証券の種類	投資比率(%)
株式	95.55
合計	95.55

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該有価証券の評価金額の比率です。

業種別投資比率

平成24年1月31日現在

業種	投資比率(%)
水産・農林業	0.09
鉱業	0.73
建設業	2.35
食料品	3.38
繊維製品	0.90
パルプ・紙	0.38
化学	5.73
医薬品	4.75
石油・石炭製品	0.83
ゴム製品	0.71
ガラス・土石製品	1.06
鉄鋼	1.76
非鉄金属	1.14
金属製品	0.64
機械	5.06
電気機器	12.94
輸送用機器	9.58
精密機器	1.36
その他製品	1.52
電気・ガス業	3.01
陸運業	3.93
海運業	0.34
空運業	0.28
倉庫・運輸関連業	0.24
情報・通信業	6.10
卸売業	5.43
小売業	4.07
銀行業	9.10
証券、商品先物取引業	0.99
保険業	2.19
その他金融業	0.81
不動産業	2.13
サービス業	1.83
合計(対純資産総額比)	95.55

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該業種の評価金額の比率です。

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

平成24年1月31日現在

種類	地域	資産名	買建 / 売建	数量 (枚)	簿価 (円)	時価 (円)	投資比率 (%)
株価指数先物取引	日本	東証株価指数先物	買建	26	193,336,783	196,690,000	4.29

(注1) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

(注2) 株価指数先物取引の時価については、原則として当該日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段または最終相場で評価しています。このような時価が発表されていない場合には、当該日に最も近い最終相場や気配値等、原則に準ずる方法で評価しています。

(3) 【運用実績】

【純資産の推移】

平成24年1月末日、同日前1年以内における各月末および各計算期末の純資産総額ならびに基準価額の推移は以下のとおりです。

計算期間	純資産総額(百万円)		基準価額(円)	
	分配落	分配付	分配落	分配付
第1計算期間末 (平成13年 7月18日)	5,021	5,021	7,900	7,900
第2計算期間末 (平成14年 7月18日)	4,612	4,612	6,674	6,674
第3計算期間末 (平成15年 7月18日)	4,196	4,196	6,173	6,173
第4計算期間末 (平成16年 7月18日)	4,802	4,840	7,491	7,551
第5計算期間末 (平成17年 7月19日)	10,696	10,737	7,834	7,864
第6計算期間末 (平成18年 7月18日)	5,673	5,714	9,730	9,800
第7計算期間末 (平成19年 7月18日)	5,602	5,645	11,587	11,677
第8計算期間末 (平成20年 7月18日)	5,104	5,104	8,316	8,316
第9計算期間末 (平成21年 7月21日)	6,272	6,272	6,022	6,022
第10計算期間末 (平成22年 7月20日)	4,789	4,789	5,619	5,619
第11計算期間末 (平成23年 7月19日)	5,008	5,077	5,756	5,836
平成23年 1月末日	5,333		6,174	
平成23年 2月末日	5,667		6,452	
平成23年 3月末日	5,176		5,947	
平成23年 4月末日	5,073		5,828	
平成23年 5月末日	4,983		5,732	
平成23年 6月末日	5,053		5,809	
平成23年 7月末日	5,005		5,673	
平成23年 8月末日	4,693		5,192	
平成23年 9月末日	4,676		5,175	
平成23年10月末日	4,588		5,190	
平成23年11月末日	4,409		4,948	
平成23年12月末日	4,418		4,952	
平成24年 1月末日	4,581		5,129	

(注1) 純資産総額は百万円未満切捨てで表示しています。

(注2) 基準価額は受益権1口当たりの純資産額を1万口単位で表示したものです。

【分配の推移】

計算期間	1万口当たりの収益分配金
第1計算期間末 (平成13年7月18日)	0円
第2計算期間末 (平成14年7月18日)	0円
第3計算期間末 (平成15年7月18日)	0円
第4計算期間末 (平成16年7月20日)	60円
第5計算期間末 (平成17年7月19日)	30円
第6計算期間末 (平成18年7月18日)	70円
第7計算期間末 (平成19年7月18日)	90円
第8計算期間末 (平成20年7月18日)	0円
第9計算期間末 (平成21年7月21日)	0円
第10計算期間末 (平成22年7月20日)	0円
第11計算期間末 (平成23年7月19日)	80円

【収益率の推移】

計算期間	収益率
第1計算期間末 (平成13年7月18日)	21.00%
第2計算期間末 (平成14年7月18日)	15.51%
第3計算期間末 (平成15年7月18日)	7.51%
第4計算期間末 (平成16年7月20日)	22.32%
第5計算期間末 (平成17年7月19日)	4.98%
第6計算期間末 (平成18年7月18日)	25.10%
第7計算期間末 (平成19年7月18日)	20.01%
第8計算期間末 (平成20年7月18日)	28.23%
第9計算期間末 (平成21年7月21日)	27.59%
第10計算期間末 (平成22年7月20日)	6.69%
第11計算期間末 (平成23年7月19日)	3.86%
平成23年7月20日から 平成24年1月19日まで	12.61%

(注) 収益率とは、計算期間末の基準価額（分配付きの額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落ちの額。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た額に100を乗じて得た数です。なお、第1計算期間については、直前の計算期間の基準価額を10,000円と

して計算しています。

(4) 【設定及び解約の実績】

<訂正前>

計算期間		設定数量(口)	解約数量(口)
第1期	平成12年 7月19日から平成13年 7月18日	8,993,680,314	2,637,260,285
第2期	平成13年 7月19日から平成14年 7月18日	1,379,082,268	824,249,417
第3期	平成14年 7月19日から平成15年 7月18日	3,761,795,209	3,875,197,862
第4期	平成15年 7月19日から平成16年 7月20日	1,133,564,466	1,520,644,578
第5期	平成16年 7月21日から平成17年 7月19日	8,719,041,546	1,475,157,122
第6期	平成17年 7月20日から平成18年 7月18日	4,925,371,569	12,749,082,663
第7期	平成18年 7月19日から平成19年 7月18日	2,627,585,163	3,623,843,411
第8期	平成19年 7月19日から平成20年 7月18日	2,821,446,031	1,517,510,938
第9期	平成20年 7月19日から平成21年 7月21日	5,126,053,339	847,833,033
第10期	平成21年 7月22日から平成22年 7月20日	1,045,834,900	2,939,240,777
第11期	平成22年 7月21日から平成23年 7月19日	1,164,598,918	987,182,949

(注) 設定数量には、当初募集期間中の設定口数を含みます。

<訂正後>

計算期間		設定数量(口)	解約数量(口)
第1期	平成12年 7月19日から平成13年 7月18日	8,993,680,314	2,637,260,285
第2期	平成13年 7月19日から平成14年 7月18日	1,379,082,268	824,249,417
第3期	平成14年 7月19日から平成15年 7月18日	3,761,795,209	3,875,197,862
第4期	平成15年 7月19日から平成16年 7月20日	1,133,564,466	1,520,644,578
第5期	平成16年 7月21日から平成17年 7月19日	8,719,041,546	1,475,157,122
第6期	平成17年 7月20日から平成18年 7月18日	4,925,371,569	12,749,082,663
第7期	平成18年 7月19日から平成19年 7月18日	2,627,585,163	3,623,843,411
第8期	平成19年 7月19日から平成20年 7月18日	2,821,446,031	1,517,510,938
第9期	平成20年 7月19日から平成21年 7月21日	5,126,053,339	847,833,033
第10期	平成21年 7月22日から平成22年 7月20日	1,045,834,900	2,939,240,777
第11期	平成22年 7月21日から平成23年 7月19日	1,164,598,918	987,182,949
第12期 (中間)	平成23年 7月20日から平成24年 1月19日	494,194,824	269,374,574

(注) 設定数量には、当初募集期間中の設定口数を含みます。

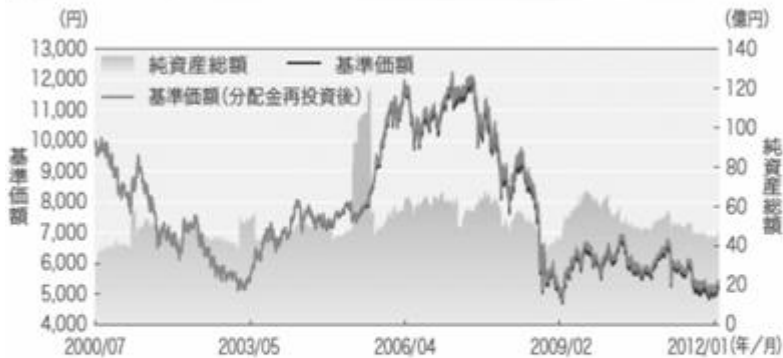
(参考) 運用実績

データは2012年1月31日現在です。

※下記のグラフ・データは過去の実績を示したものであり、将来の成果を示唆・保証するものではありません。

※端数処理の都合上、各欄の合計が合計欄と一致しない場合や、比率の合計が100にならない場合等があります。

基準価額・純資産の推移



基準価額・純資産総額

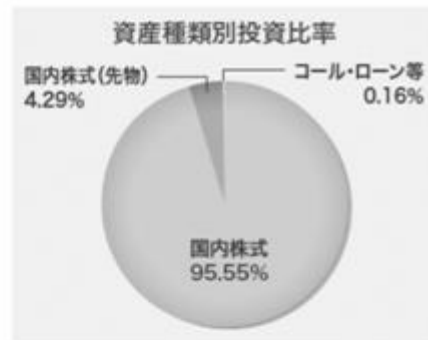
基準価額	5,129円
純資産総額	4,581百万円
分配の推移(税引前)	
決算期	分配金
2011年7月19日	80円
2010年7月20日	0円
2009年7月21日	0円
2008年7月18日	0円
2007年7月18日	90円
設定来累計	330円

※基準価額及び分配金は1万口当たりです。

※基準価額(分配金再投資後)は決算日の翌営業日に分配金を非課税で再投資したものと計算しております。

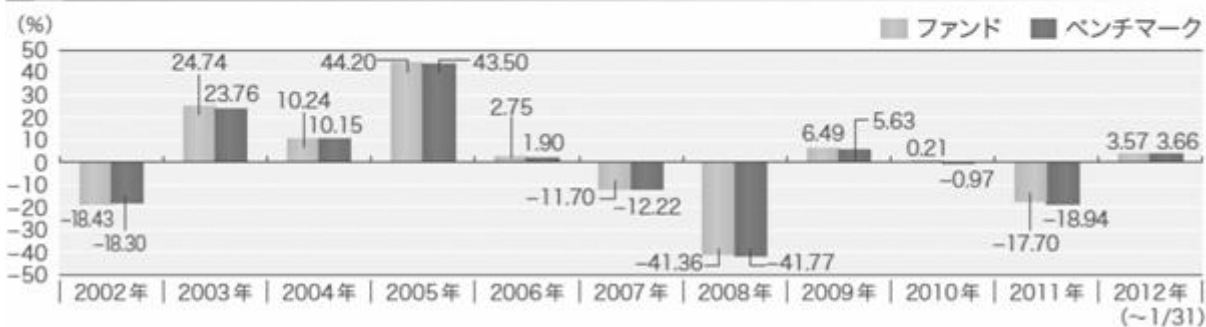
主要な資産の状況

組入上位10銘柄			組入上位10業種	
銘柄名	業種	投資比率	業種	投資比率
1 トヨタ自動車	輸送用機器	3.37%	1 電気機器	12.94%
2 三菱UFJフィナンシャル・グループ	銀行業	2.42%	2 輸送用機器	9.58%
3 本田技研工業	輸送用機器	2.08%	3 銀行業	9.10%
4 キヤノン	電気機器	1.89%	4 情報・通信業	6.10%
5 三井住友フィナンシャルグループ	銀行業	1.68%	5 化学	5.73%
6 日本電信電話	情報・通信業	1.60%	6 卸売業	5.43%
7 みずほフィナンシャルグループ	銀行業	1.35%	7 機械	5.06%
8 ファナック	電気機器	1.23%	8 医薬品	4.75%
9 武田薬品工業	医薬品	1.19%	9 小売業	4.07%
10 三菱商事	卸売業	1.15%	10 陸運業	3.93%



※投資比率は、当ファンドの純資産総額に対する当該銘柄、業種、資産種類の時価の比率です。

年間収益率の推移 (期間: 2002年~2012年)



※上記の騰落率は決算日の翌営業日に分配金を非課税で再投資したものと計算しております。

※最新の運用実績はしんきんアセットマネジメント投信(株)のホームページで運用レポート(週報・月報)としてお知らせしております。

第3【ファンドの経理状況】

原届出書の内容に、以下の情報が追加されます。

- 1．当ファンドの中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）並びに同規則第38条の3及び第57条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。
なお、中間財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- 2．当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当中間計算期間（平成23年7月20日から平成24年1月19日まで）の中間財務諸表について、あらた監査法人による中間監査を受けております。

中間財務諸表
しんきんトピックスオープン
(1)【中間貸借対照表】

(単位：円)

当中間計算期間末 (平成24年1月19日現在)	
資産の部	
流動資産	
コール・ローン	207,697,406
株式	4,289,435,130
派生商品評価勘定	201,000
未収配当金	4,841,075
未収利息	284
前払金	2,039,000
差入委託証拠金	5,460,000
流動資産合計	4,509,673,895
資産合計	4,509,673,895
負債の部	
流動負債	
派生商品評価勘定	591,439
未払解約金	238,661
未払受託者報酬	2,408,790
未払委託者報酬	16,861,450
その他未払費用	192,644
流動負債合計	20,292,984
負債合計	20,292,984
純資産の部	
元本等	
元本	1, 3 8,925,670,938
剰余金	
中間剰余金又は中間欠損金 ()	2 4,436,290,027
(分配準備積立金)	474,182,475
元本等合計	4,489,380,911
純資産合計	4,489,380,911
負債純資産合計	4,509,673,895

(2) 【中間損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	当中間計算期間 (自 平成23年 7月20日 至 平成24年 1月19日)
営業収益	
受取配当金	49,028,160
受取利息	58,647
有価証券売買等損益	628,066,367
派生商品取引等損益	38,602,923
その他収益	71,605
営業収益合計	617,510,878
営業費用	
受託者報酬	2,408,790
委託者報酬	16,861,450
その他費用	192,644
営業費用合計	19,462,884
営業利益又は営業損失()	636,973,762
経常利益又は経常損失()	636,973,762
中間純利益又は中間純損失()	636,973,762
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解約に伴う中間純損失金額の分配額()	15,559,962
期首剰余金又は期首欠損金()	3,692,659,522
剰余金増加額又は欠損金減少額	115,234,717
中間一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	115,234,717
剰余金減少額又は欠損金増加額	237,451,422
中間追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	237,451,422
分配金	-
中間剰余金又は中間欠損金()	4,436,290,027

(3)【中間注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	株式 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、金融商品取引所における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	先物取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として、計算日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場によっております。

(追加情報)

当中間計算期間 （自 平成23年 7月20日 至 平成24年 1月19日）
期首以後に行われる会計上の変更および過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（企業会計基準第24号平成21年12月4日）および「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第24号平成21年12月4日）を適用しております。

(中間貸借対照表に関する注記)

区分	当中間計算期間末 （平成24年1月19日現在）	
1 信託財産に係る期首元本額、期中追加設定元本額及び期中一部解約元本額	期首元本額	8,700,850,688円
	期中追加設定元本額	494,194,824円
	期中一部解約元本額	269,374,574円
2 元本の欠損	中間貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は4,436,290,027円であります。	
3 中間計算期間末日における受益権の総数	8,925,670,938口	

(中間損益及び剰余金計算書に関する注記)

当中間計算期間 （自 平成23年7月20日 至 平成24年1月19日）
該当事項はありません。

（金融商品に関する注記）

金融商品の時価等に関する事項

区分	当中間計算期間末 (平成24年1月19日現在)
1. 中間貸借対照表計上額、時価およびその差額	時価で計上しているため、その差額はありません。
2. 時価の算定方法	<p>(1)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。</p> <p>(2)売買目的有価証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。</p> <p>(3)デリバティブ取引 (デリバティブ取引等関係に関する注記)に記載しております。</p> <p>(4)金銭債権及び金銭債務 中間貸借対照表に計上している金銭債権及び金銭債務は、短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。</p>
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	<p>金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。</p> <p>また、デリバティブ取引に関する契約額等はあくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額であり、当該金額自体がデリバティブ取引の大きさを示すものではありません。</p>

（デリバティブ取引等関係に関する注記）

（株式関連）

（単位：円）

区分	種類	当中間計算期間末 (平成24年1月19日現在)				
		契約額等			時価	評価損益
			うち1年超			
市場取引	株価指数先物取引 買建	193,139,000	-	192,790,000	349,000	
合計		193,139,000	-	192,790,000	349,000	

（注）時価の算定方法

1. 計算日に知りうる直近の日の、主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しています。
2. 先物取引の残高表示は、契約額ベースです。
3. 契約額等には手数料相当額を含んでおりません。

（1口当たり情報）

当中間計算期間末 （平成24年1月19日現在）	
1口当たり純資産額	0.5030円
（1万口当たり純資産額	5,030円）

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

<訂正前>

	平成23年8月31日現在
資産総額	<u>4,712,794,743</u> 円
負債総額	<u>19,460,416</u> 円
純資産総額()	<u>4,693,334,327</u> 円
発行済数量	<u>9,038,965,171</u> 口
1口当たり純資産額(/)	<u>0.5192</u> 円

<訂正後>

	平成24年1月31日現在
資産総額	<u>4,585,866,982</u> 円
負債総額	<u>4,833,131</u> 円
純資産総額()	<u>4,581,033,851</u> 円
発行済数量	<u>8,932,469,458</u> 口
1口当たり純資産額(/)	<u>0.5129</u> 円

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

2【事業の内容及び営業の概況】

<訂正前>

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行います。また「金融商品取引法」に定める投資助言業務を行います。

委託会社の運用する証券投資信託は、平成23年8月31日現在、以下のとおりです。

（親投資信託を除きます。）

（単位：百万円）

種類	本数	純資産総額
追加型株式投資信託	42	309,892
合計	42	309,892

（注）純資産総額は百万円未満切捨てしています。

<訂正後>

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行います。また「金融商品取引法」に定める投資助言業務を行います。

委託会社の運用する証券投資信託は、平成24年1月31日現在、以下のとおりです。

（親投資信託を除きます。）

（単位：百万円）

種類	本数	純資産総額
追加型株式投資信託	45	279,616
合計	45	279,616

（注）純資産総額は百万円未満を切捨てしています。

3【委託会社等の経理状況】

平成23年10月7日付けをもって提出した有価証券届出書につきまして、委託会社が第22事業年度の間
決算を迎えたこと、および本日半期報告書を提出したことに伴い、原届出書の「第三部 委託会社等の情
報」「第1 委託会社等の概況」「3 委託会社等の経理状況」の該当部分を以下のように訂正するとと
もに、末尾に中間財務諸表が追加されます。

<訂正前>

1. 委託会社であるしんきんアセットマネジメント投信株式会社（以下「委託会社」という）の財務
諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下
「財務諸表等規則」という）、ならびに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する
内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）により作成しております。

なお、財務諸表等規則は、平成21年3月24日付内閣府令第5号により改正されておりますが、前事業
年度（平成21年4月1日から平成22年3月31日まで）については、改正前の財務諸表等規則に基づい
て作成しており、当事業年度（平成22年4月1日から平成23年3月31日まで）については、改正後の財
務諸表等規則に基づいて作成しております。

2. 財務諸表の記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。
3. 委託会社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前事業年度（平成21年4月1日から
平成22年3月31日まで）及び当事業年度（平成22年4月1日から平成23年3月31日まで）の財務諸表
について、新日本有限責任監査法人の監査を受けております。

<訂正後>

1. 委託会社であるしんきんアセットマネジメント投信株式会社（以下「委託会社」という）の財務
諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下
「財務諸表等規則」という）、ならびに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する
内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）により作成しております。

なお、財務諸表等規則は、平成21年3月24日付内閣府令第5号により改正されておりますが、第20期
事業年度（平成21年4月1日から平成22年3月31日まで）については、改正前の財務諸表等規則に基
づいて作成しており、第21期事業年度（平成22年4月1日から平成23年3月31日まで）については、改
正後の財務諸表等規則に基づいて作成しております。

また、委託会社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」
（昭和52年大蔵省令第38号。以下「中間財務諸表等規則」という。）並びに同規則第38条及び第57
条の規定により「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）に基
づいて作成しております。

2. 財務諸表及び中間財務諸表の記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

3. 委託会社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第20期事業年度（平成21年4月1日から平成22年3月31日まで）及び第21期事業年度（平成22年4月1日から平成23年3月31日まで）の財務諸表並びに当中間会計期間（平成23年4月1日から平成23年9月30日まで）にかかる中間財務諸表について、新日本有限責任監査法人の監査及び中間監査を受けております。

[次へ](#)

2 中間財務諸表

(1) 中間貸借対照表

当中間会計期間末 平成23年9月30日		
科 目	金 額	
	千円	千円
(資産の部)		
流動資産		
現金・預金		1,376,907
前払費用		18,963
未収委託者報酬		209,585
未収収益		25,923
未収還付法人税等		31
繰延税金資産		36,707
その他の流動資産		9,191
流動資産計		1,677,310
固定資産		
有形固定資産 * 1		119,625
建物	91,509	
器具備品	28,116	
無形固定資産		12,081
ソフトウェア	10,664	
電話加入権	959	
その他	456	
投資その他の資産		2,808
長期前払費用	2,808	
固定資産計		134,515
資産合計		1,811,825

当中間会計期間末 平成23年9月30日		
科 目	金 額	
	千円	千円
(負債の部)		
流動負債		
未払金		188,369
未払手数料	150,031	
その他未払金	38,337	
未払法人税等		1,796
未払消費税 * 2		8,410
未払事業所税		855
前受収益		133,302
賞与引当金		52,314
その他の流動負債		2,275
流動負債計		387,324
固定負債		
退職給付引当金		60,723
役員退職慰労引当金		187
固定負債計		60,911
負債合計		448,235
(純資産の部)		
株主資本		
資本金		200,000
利益剰余金		1,163,590
利益準備金	2,000	
その他利益剰余金	1,161,590	
別途積立金	370,000	
繰越利益剰余金	791,590	
純資産合計		1,363,590
負債・純資産合計		1,811,825

(2) 中間損益計算書

当中間会計期間 自 平成23年4月 1日 至 平成23年9月30日		
科 目	金 額	
	千円	千円
営業収益		
委託者報酬		951,025
運用受託報酬		158,847
営業収益計		1,109,873
営業費用		
支払手数料		496,057
広告宣伝費		3,208
調査費		162,047
調査費	110,929	
委託調査費	51,118	
営業雑経費		27,305
電信電話料	1,192	
郵便料	98	
印刷費	24,283	
協会費	1,730	
営業費用計		688,619
一般管理費		
給料		207,672
役員報酬	11,949	
給料・手当	161,327	
賞与	779	
法定福利費	29,738	
福利厚生費	1,746	
その他給料	2,130	
賞与引当金繰入		52,314
交際費		1,352
旅費交通費		4,661
租税公課		3,923
不動産賃借料		36,832
退職給付費用		25,171
役員退職慰労金		750
役員退職慰労引当金繰入		187
固定資産減価償却費 * 1		10,591
諸経費		34,290
一般管理費計		377,747
営業利益		43,506
営業外収益		
受取利息	232	
その他営業外収益	201	
営業外収益計		434
営業外費用		
雑損失	71	
営業外費用計		71
経常利益		43,869

当中間会計期間		
自 平成23年4月 1日		
至 平成23年9月30日		
科 目	金 額	
	千円	千円
特別利益		
特別利益計		
特別損失		
特別損失計		
税引前中間純利益		43,869
法人税、住民税及び事業税		265
法人税等調整額		448
中間純利益		44,052

(3) 中間株主資本等変動計算書

(単位：千円)

	当中間会計期間	
	自	平成23年4月 1日 至 平成23年9月30日
株主資本		
資本金		
当期首残高		200,000
当中間期変動額		
当中間期変動額合計		
当中間期末残高		200,000
利益剰余金		
利益準備金		
当期首残高		2,000
当中間期変動額		
当中間期変動額合計		
当中間期末残高		2,000
その他利益剰余金		
別途積立金		
当期首残高		370,000
当中間期変動額		
当中間期変動額合計		
当中間期末残高		370,000
繰越利益剰余金		
当期首残高		747,537
当中間期変動額		
中間純利益		44,052
当中間期変動額合計		44,052
当中間期末残高		791,590
利益剰余金合計		
当期首残高		1,119,537
当中間期変動額		
中間純利益		44,052
当中間期変動額合計		44,052
当中間期末残高		1,163,590
株主資本合計		
当期首残高		1,319,537
当中間期変動額		
中間純利益		44,052
当中間期変動額合計		44,052
当中間期末残高		1,363,590

純資産合計	
当期首残高	1,319,537
当中間期変動額	
中間純利益	44,052
株主資本以外の項目の当中間期変動額 (純額)	
当中間期変動額合計	44,052
当中間期末残高	1,363,590

重要な会計方針

項 目	当中間会計期間 自 平成23年4月 1日 至 平成23年9月30日
1. 固定資産の減価償却の方法	<p>(1)有形固定資産 定額法を採用しております。主な耐用年数は以下のとおりです。 建 物 3年～50年 器具備品 3年～20年</p> <p>(2)無形固定資産 定額法を採用しております。 なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。</p>
2. 引当金の計上基準	<p>(1)賞与引当金 従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。</p> <p>(2)退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当中間会計期間末における退職給付債務を計上しております。なお、退職給付引当金の対象従業員が300名未満であるため、簡便法によっており、退職給付債務の金額は当中間会計期間末における自己都合要支給額としております。</p> <p>(3)役員退職慰労引当金 当社常勤役員の退職慰労金の支給に充てるため、「常勤役員退職慰労金規程」に基づく当中間会計期間末要支給額を計上しております。</p>
3. その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項	<p>消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。</p>

追加情報

当中間会計期間の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正により、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準（企業会計基準第24号 平成21年12月4日）及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日）を適用しております。

注記事項

（中間貸借対照表関係）

項目	当中間会計期間末 平成23年9月30日
* 1 有形固定資産の減価償却累計額	建物 22,934千円 器具備品 47,062千円
* 2 消費税等の取扱い	仮払消費税等及び仮受消費税等は相殺のうえ、「未払消費税」として表示しております。

（中間損益計算書関係）

項目	当中間会計期間 自 平成23年4月 1日 至 平成23年9月30日
* 1 減価償却実施額	有形固定資産 8,078千円 無形固定資産 2,512千円

（中間株主資本等変動計算書関係）

当中間会計期間（自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日）

発行済株式に関する事項

株式の種類	前事業年度末	増加	減少	当中間会計期間末
普通株式(千株)	4			4

(金融商品関係)

当中間会計期間（自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日）

金融商品の時価等に関する事項

平成23年9月30日における中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次の通りであります。

(単位：千円)

	中間貸借対照表計上額	時価	差額
(1)現金・預金	1,376,907	1,376,907	
(2)未収委託者報酬	209,585	209,585	
(3)未収収益	25,923	25,923	
資産計	1,612,415	1,612,415	
(4)未払手数料	150,031	150,031	
(5)その他未払金	38,337	38,337	
負債計	188,369	188,369	

(注) 金融商品の時価の算定方法

(1)現金・預金、(2)未収委託者報酬、(3)未収収益、(4)未払手数料、(5)その他未払金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(有価証券関係)

当中間会計期間末（平成23年9月30日）

該当事項はありません。

(デリバティブ取引関係)

当中間会計期間末（平成23年9月30日）

当社はデリバティブ取引を行っていないため、該当事項はありません。

(資産除去債務関係)

当中間会計期間末（平成23年9月30日）

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

当中間会計期間（自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日）

1. セグメント情報

当社は、投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2. 関連情報

(1) 製品・サービスごとの情報

当社の製品・サービス区分の決定方法は、中間損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、製品・サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

(2) 地域ごとの情報

売上高

本邦の外部顧客からの営業収益に区分した金額が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が中間貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称又は氏名	営業収益
信金中央金庫	112,723

なお、営業収益の金額は、運用受託報酬について表示しております。

(1株当たり情報)

		当中間会計期間	
		自	平成23年4月 1日
		至	平成23年9月30日
1株当たり純資産額			340,897円54銭
1株当たり中間純利益			11,013円06銭
潜在株式調整後1株当たり中間純利益については、潜在株式が存在しないため記載していません。			
(注)算定上の基礎			
1株当たり中間純利益			
中間純利益			44,052千円
普通株主に帰属しない金額			千円
普通株式に係る中間純利益			44,052千円
期中平均株式数			4,000株

(重要な後発事象)

当中間会計期間末(平成23年9月30日)

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

平成22年6月22日

しんきんアセットマネジメント投信株式会社
取締役会御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員	公認会計士	水守 理智 印
業務執行社員		
指定有限責任社員	公認会計士	茂木 哲也 印
業務執行社員		

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているしんきんアセットマネジメント投信株式会社の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの第20期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、しんきんアセットマネジメント投信株式会社の平成22年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

() 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

独立監査人の中間監査報告書

平成24年2月22日

しんきんアセットマネジメント投信株式会社
取締役会御中

あらた監査法人

指定社員

業務執行社員

公認会計士 鶴田 光夫 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているしんきんトピックスオープンの平成23年7月20日から平成24年1月19日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、しんきんトピックスオープンの平成24年1月19日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（平成23年7月20日から平成24年1月19日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係

しんきんアセットマネジメント投信株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1. 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. 中間計算期間の財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成23年6月21日

しんきんアセットマネジメント投信株式会社
取締役会御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	水守 理智 印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	茂木 哲也 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているしんきんアセットマネジメント投信株式会社の平成22年4月1日から平成23年3月31日までの第21期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、しんきんアセットマネジメント投信株式会社の平成23年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

() 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

[次へ](#)

独立監査人の中間監査報告書

平成23年12月16日

しんきんアセットマネジメント投信株式会社

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員

業務執行社員 公認会計士 水守 理智 印

指定有限責任社員

業務執行社員 公認会計士 茂木 哲也 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているしんきんアセットマネジメント投信株式会社の平成23年4月1日から平成24年3月31日までの第22期事業年度の中間会計期間（平成23年4月1日から平成23年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的な手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、しんきんアセットマネジメント投信株式会社の平成23年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成23年4月1日から平成23年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

() 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

[前へ](#)